令和８年３月
大阪府都市整備部

都市整備部（住宅建築局を除く。）
建設工事請負契約に係る入札・契約制度について

令和８年度発注案件（電子入札公告「１　発注の内容　発注年度」が令和８年度となっている案件。令和７年度中に公告し、令和８年度に契約する案件を含む。）から、都市整備部（住宅建築局を除く。以下同じ。）が採用する建設工事の請負契約に係る入札・契約制度は、以下のとおりとする。

（土木一式工事）

⑴　予定価格が２千３百万円未満の土木一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として土木一式工事Ｄ等級に属する建設業者（府内業者（大阪府内に建設業法上の主たる営業所を有する者をいう。以下同じ。）に限る。）を対象とする。

⑵　予定価格が２千３百万円以上で１億円未満の土木一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として土木一式工事Ｃ等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。

⑶　予定価格が１億円以上で４億円未満の土木一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として土木一式工事Ｂ等級に属する建設業者（特殊工事を除き、府内業者に限る。）を対象とする。

⑷　予定価格が４億円以上で１０．３億円未満の土木一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として土木一式工事Ａ等級に属する建設業者（特殊工事を除き、府内業者に限る。）を対象とする。

⑸　予定価格が１０．３億円以上で１５．４億円未満の土木一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として土木一式工事Ａ等級に属する建設業者と土木一式工事Ｂ等級に属する建設業者の二者で構成される特定建設工事共同企業体を対象とする。なお、土木一式工事Ｂ等級に属する建設業者は府内業者でなければならない。

⑹　予定価格が１５．４億円以上で３０．２億円未満の土木一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として土木一式工事ＡＡ等級に属する建設業者と土木一式工事Ａ等級に属する建設業者の二者、土木一式工事Ａ等級に属する建設業者の二者で構成される特定建設工事共同企業体及び土木一式工事ＡＡ等級に属する建設業者(単体)を対象とする。

なお、特定建設工事共同企業体の場合、二者のうち一者以上は府内業者でなければならない。

(7)　条件付一般競争入札（事前審査型）による土木一式工事の発注については、上記の予定価格による等級の基準によらず、案件に応じて、発注者の判断により対象とする建設業者の等級を定めることができる。

（舗装工事）

(1)　予定価格が１千１百万円未満の舗装工事（舗装補修工事を含む。以下同じ。）の発注については、舗装工事Ｃ等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。

(2)　予定価格が１千１百万円以上で２千９百万円未満の舗装工事の発注については、随意契約を除き、原則として舗装工事Ｂ等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。

(3)　予定価格が２千９百万円以上で４千万円未満の舗装工事の発注については、随意契約及び単価契約を除き、原則として舗装工事Ａ等級に属する建設業者を対象とする。

なお、府外業者の入札参加は新設舗装に限るものとする。

(4)　予定価格が４千万円以上で２．３億円未満の舗装工事の発注については、随意契約及び単価契約を除き、原則として舗装工事Ａ等級に属する建設業者を対象とする。

(5)　予定価格が２．３億円以上で３０．２億円未満の舗装工事の発注については、随意契約及び単価契約を除き、原則として舗装工事Ａ等級に属する建設業者の二者で構成される特定建設工事共同企業体（代表構成員は、総合点数が１，１６０点以上に限る。）を対象とする。

なお、共同企業体の二者のうち一者以上は府内業者で、中小企業基本法第２条第１項に該当する中小企業者でなければならない。

(6)　舗装補修工事（単価契約）の発注については、原則として条件付一般競争入札とし、対象とする建設業者は発注者の判断で決定するものとする。

(建築一式工事)

(1)　予定価格が５千７百万円未満の建築一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として建築一式工事Ｄ等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。

(2)　予定価格が５千７百万円以上で２．１億円未満の建築一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として建築一式工事Ｃ等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。

(3)　予定価格が２．１億円以上で６．８億円未満の建築一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として建築一式工事Ｂ等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。

(4)　予定価格が６．８億円以上で９．１億円未満の建築一式工事の発注については、随意契約を除き、原則として建築一式工事Ａ等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。

(5)　予定価格が９．１億円以上で３０．２億円未満の建築一式工事の発注については、随

意契約を除き、原則として建築一式工事ＡＡ等級に属する建設業者と建築一式工事Ａ等級に属する建設業者の二者で構成される特定建設工事共同企業体又は、建築一式工事ＡＡ等級に属する建設業者(単体)を対象とする。

なお、特定建設工事共同企業体の二者のうち一者以上は府内業者でなければならない。

（プラント機械・電気・電気通信設備工事）

⑴　予定価格が３０．２億円未満のプラント機械・電気・電気通信設備工事の発注については、随意契約を除き、原則として発注工種に応じた等級又は総合点数を有する建設業者を対象とする。

（電気工事・管工事）　※ただし、プラント電気設備工事を除く。

⑴　予定価格が２千３百万円未満の電気工事（管工事）の発注については、随意契約を除き、原則として電気工事(管工事)Ｄ等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。ただし、当面の間は、管工事については、管工事Ｂ、Ｃ及びＤ等級に属する建設業者を対象とする。

⑵　予定価格が２千３百万円以上で５千７百万円未満の電気工事（管工事）の発注については、随意契約を除き、原則として電気工事（管工事）Ｃ等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。ただし、当面の間は、管工事については、管工事Ｂ及びＣ等級に属する建設業者を対象とする。

⑶　予定価格が５千７百万円以上で２．３億円未満の電気工事（管工事）の発注については、随意契約を除き、原則として電気工事（管工事）Ｂ等級に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。

⑷　予定価格が２．３億円以上で３０．２億円未満の電気工事（管工事）の発注については、随意契約を除き、原則として電気工事（管工事）Ａ等級に属する建設業者を対象とする。

（電気通信工事）　※ただし、プラント電気通信設備工事を除く。

⑴　予定価格が３千４百万円未満の電気通信工事の発注については、随意契約を除き、原則として電気通信工事に属する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。

⑵　予定価格が３千４百万円以上で８千万円未満の電気通信工事の発注については、随意契約を除き、原則として電気通信工事の総合点数が６９０点以上（府内業者にあっては５９０点以上）の建設業者を対象とする。

⑶　予定価格が８千万円以上で１．７億円未満の電気通信工事の発注については、随意契約を除き、原則として電気通信工事の総合点数が７６０点以上（府内業者にあっては６６０点以上）の建設業者を対象とする。

⑷　予定価格が１．７億円以上で３０．２億円未満の電気通信工事の発注については、随意契約を除き、原則として電気通信工事の総合点数が８４０点以上（府内業者にあって

は７４０点以上）の建設業者を対象とする。

（鋼橋上部工事）　※ただし、橋梁補修・補強工事を除く。

(1)　予定価格が５．７億円未満の鋼橋上部工事の発注については、随意契約を除き、原則として鋼橋上部工事の総合点数が１，０００点以上（府内業者又は大阪府内に自社工場を有する者にあっては９００点以上）の建設業者を対象とする。

(2)　予定価格が５．７億円以上で１１．４億円未満の鋼橋上部工事の発注については、随意契約を除き、原則として鋼橋上部工事の総合点数が１，１００点以上（府内業者又は大阪府内に自社工場を有する者にあっては１，０００点以上）の建設業者を対象とする。

(3)　予定価格が１１．４億円以上で３０．２億円未満の鋼橋上部工事の発注については、随意契約を除き、原則として鋼橋上部工事の総合点数が１，２００点以上（府内業者又は大阪府内に自社工場を有する者にあっては１，１００点以上）の建設業者（単体）又は１，２００点以上（府内業者又は大阪府内に自社工場を有する者にあっては１，１００点以上）の建設業者と９５０点以上の建設業者の二者で構成される特定建設工事共同企業体を対象とする。

（ＰＣ橋上部工事）　※ただし、橋梁補修・補強工事を除く。

(1)　予定価格が３０．２億円未満のＰＣ橋上部工事の発注については、随意契約を除き、原則としてプレストレストコンクリート構造物工事の総合点数が９５０点以上の建設業者を対象とする。

(2)　予定価格が１．１億円未満のＰＣ橋上部工事（プレテンション方式の場合はＪＩＳ桁を使用する場合に限る。）の発注については、随意契約を除き、原則としてプレストレストコンクリート構造物工事の総合点数が９５０点以上（府内業者は８５０点以上）の建設業者を対象とする。

（橋梁補修・補強工事（上部工が鋼構造の場合））

(1)　予定価格が２千３百万円未満の橋梁補修・補強工事（上部工が鋼構造の場合）の発注については、随意契約を除き、鋼構造物工事の総合点数を有する建設業者を対象とする。

(2)　予定価格が２千３百万円以上５千７百万円未満の橋梁補修・補強工事（上部工が鋼構造の場合）の発注については、随意契約を除き、原則として鋼構造物工事の総合点数が９００点以上（府内業者にあっては８００点以上）の建設業者を対象とする。

(3)　予定価格が５千７百万円以上の橋梁補修・補強工事（上部工が鋼構造の場合）の発注については、随意契約を除き、原則として鋼構造物工事の総合点数が１、０００点以上（府内業者にあっては９００点以上）の建設業者を対象とする。

(4)　上部工の主構造に影響を及ぼす工事は、原則として鋼橋上部工事の入札参加資格を満たす建設業者を加えるものとする。

（橋梁補修・補強工事（上部工がコンクリート構造の場合））

(1)　橋梁補修・補強工事（上部工がコンクリート構造の場合）の発注については、随意契約を除き、補修内容により土木一式工事の総合点数を有する建設業者を対象とする。

(2)　上部工の主構造に影響を及ぼす工事は、原則としてＰＣ橋上部工事の入札参加資格を満たす建設業者を加えるものとする。

（造園工事）

(1)　予定価格が５百７十万円未満の造園工事の発注については、随意契約を除き、原則として造園区分点７５９点以下の建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。ただし、発注者の判断により造園区分点７６０点以上８７９点以下の建設業者（府内業者に限る。）を加えることができるものとする。

(2)　予定価格が５百７十万円以上で１千７百万円未満の造園工事の発注については、随意契約を除き、原則として造園区分点７６０点以上８７９点以下の建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。ただし、発注者の判断により造園区分点８８０点以上の建設業者（府内業者に限る。）を加えることができるものとする。

(3)　予定価格が１千７百万円以上で５千７百万円未満の造園工事の発注については、随意契約を除き、原則として造園区分点８８０点以上の建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。

(4)　予定価格が５千７百万円以上の造園工事の発注については、随意契約を除き、原則として造園区分点８８０点以上の建設業者を対象とする。

(5)　特殊工事については、上記の予定価格による造園区分点の基準によらず、案件に応じて、発注者の判断により建設業者の対象を定めることができるものとする。

(6)　造園区分点とは、造園工事の総合点数に、地元点（１００点）、福祉点（８点）及び環境点（２点又は４点）を加算したものをいう。

地元点は府内業者に加算し、福祉点は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用率を達成している者に加算し、環境点は、建設業許可を有する建設工事に関する事業活動について「エコアクション 21」、「KES」又は「エコステージ」の認証を、大阪府との契約先（本店又は支店等）において取得している者に加算する。（ただし、経営事項審査結果でＩＳＯ１４００１又は「エコアクション 21」の加点評価を受けている場合を除く。）

（加算点数）

・KES（ステップ 1）、エコステージ（ステージ 1）：２点

・KES（ステップ 2）、エコステージ（ステージ 2 以上）、エコアクション 21：４点

なお、地元点、福祉点及び環境点の加算については、当該年度の入札参加資格登録（※）において該当している場合に行う。

※『当該年度の４月１日時点の入札参加資格登録』、又は、『年度途中で新規に入札

参加資格登録をした場合にあっては、その入札参加資格登録』

（交通安全施設工事（構造物））

⑴　予定価格が１千１百万円未満の交通安全施設工事（構造物）の発注については、とび・土工・コンクリート工事の総合点数を有する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。

⑵　予定価格が１千１百万円以上の交通安全施設工事（構造物）の発注については、とび・土工・コンクリート工事の総合点数を有する建設業者を対象とする。

⑶　⑴及び⑵にかかわらず、予定価格が１千１百万円以上の防音壁工事の発注については、随意契約を除き、原則としてとび・土工・コンクリート工事の総合点数８００点以上（府内業者にあっては７００点以上）の建設業者を対象とし、予定価格が１千１百万円未満の防音壁工事の発注については、随意契約を除き、とび・土工・コンクリート工事の総合点数７００点以上（府内業者に限る。）の建設業者を対象とする。

（交通安全施設工事（区画線））

⑴　予定価格が２千３百万円未満の交通安全施設工事（区画線）の発注については、塗装工事の総合点数を有する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。

⑵　予定価格が２千３百万円以上の交通安全施設工事（区画線）の発注については、塗装工事の総合点数を有する建設業者を対象とする。

（塗装工事）

⑴　予定価格が２千９百万円未満の塗装工事の発注については、塗装工事の総合点数を有する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。

⑵　予定価格が２千９百万円以上の塗装工事の発注については、塗装工事の総合点数を有する建設業者を対象とする。

（法面処理工事）

⑴　法面処理工事の発注については、土木一式工事及び法面処理工事の総合点数を有する建設業者（府内業者に限る。）を対象とする。

（しゅんせつ工事）

⑴　予定価格が１．１億円未満の河川におけるしゅんせつ工事の発注については、しゅんせつ工事の総合点数を有する建設業者（原則として府内業者に限る。）を対象とする。

※河川におけるしゅんせつ工事：浚渫船・土運船を利用した、工事種別を「しゅんせつ工事」で発注するもの。